

生乳取引実態全国調査の結果概要

令和4年3月
農林水産省

目次

酪農家

- ・ アンケート調査の回収状況、生乳の出荷先 1
- ・ 制度改正を受けた出荷先の選択状況 2
- ・ 「指定事業者が生乳取引を拒否できるルール違反の事例集」について 4
- ・ 制度の趣旨の認識等 6

乳業メーカー

- ・ アンケート調査の回収状況、生乳の調達先、制度改正を受けた調達先の選択状況 . . . 7
- ・ 生乳取引において重視する事項等 9

チーズ工房

- ・ アンケート調査の回収状況、生乳の調達先、制度改正を受けた調達先の選択状況 . . 10

(注) 本調査は、酪農家、乳業メーカー、チーズ工房に対して実施したものであり、調査で得られた回答について回答者以外の者に確認を取ったものではありません。

・本アンケート調査票の回答率は45%。回答者の所在地や飼養規模を統計データと比較すると、調査対象の抽出方法が異なるため厳密な比較はできないものの、例えば所在地については、本調査では北海道：都府県が36:64であるのに対して畜産統計では41:59、飼養規模については、本調査と畜産統計で1～30規模層、100頭以上規模層の割合がほぼ同じとなるなど大きな差はない。このため、本調査のデータは、国内の酪農家の状況を把握する上で、統計データに近い有効性があると考えられる。

・現在の出荷先は、指定団体が9割。なお、複数箇所に出荷していた者は1%（74者）。

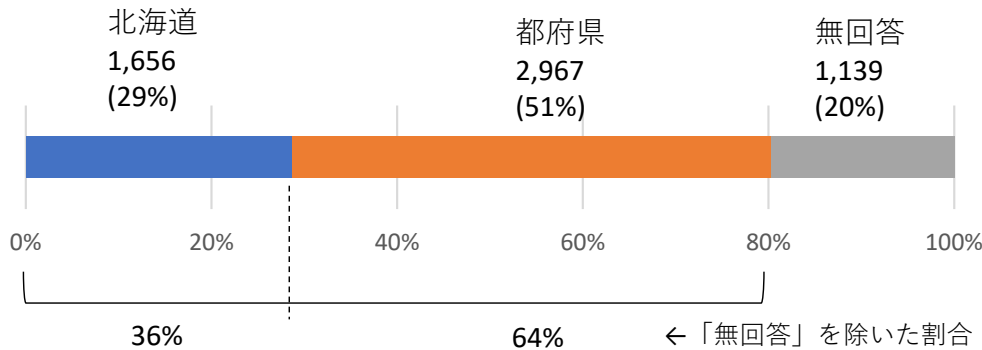
○回答数※：6,142／13,599（回答率：45%）

※有効回答数（無効回答7を除く）

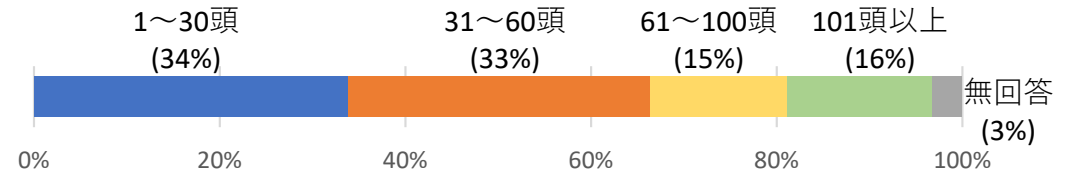
うち生乳を出荷している者の回答数：5,762

（参考）酪農家戸数：13,800戸〔畜産統計：令和3年2月1日時点〕

○所在地（生乳を出荷している者） n=5,762



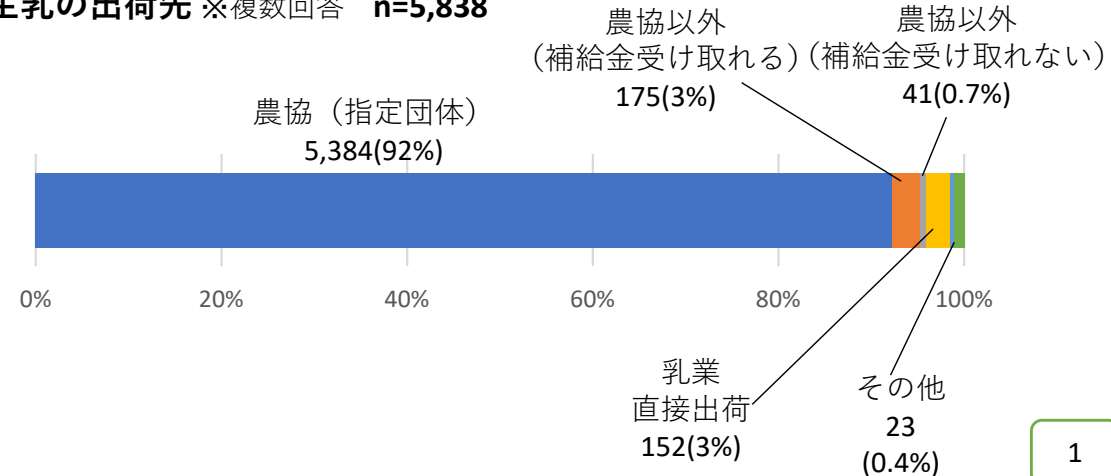
○飼養規模（生乳を出荷している者） n=5,762



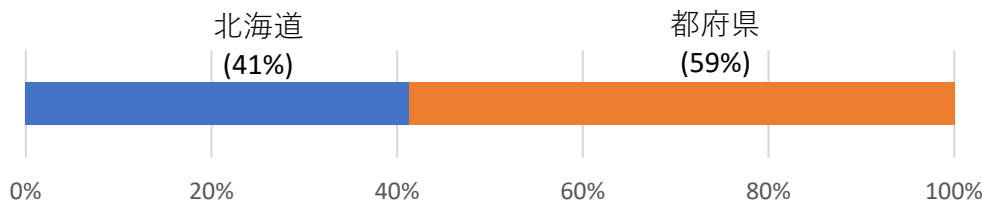
〔参考〕R3年度畜産統計

1～29頭(33%) 30～49頭(24%) 50～99頭(28%) 100頭以上(15%)

○生乳の出荷先 ※複数回答 n=5,838

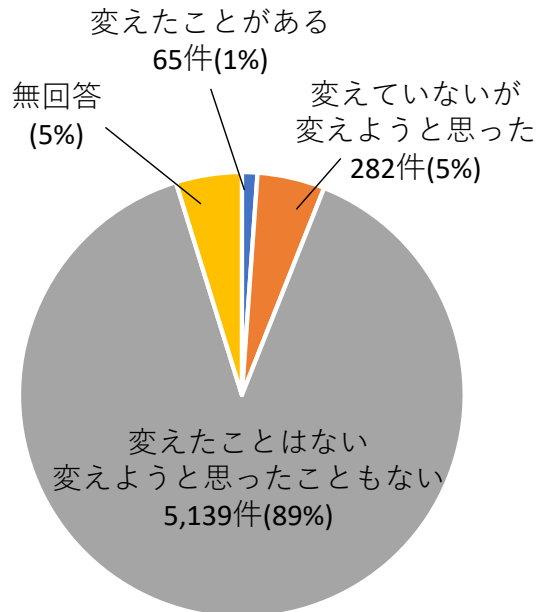


（参考）酪農家戸数の地域分布〔畜産統計：令和3年2月1日時点〕



- ・制度改正以降、生乳の出荷先の変更を検討した者は5%、出荷先を変更した者は1%。
- ・現在指定団体に出荷している者で、出荷先を変えようと思ったが変えなかった理由のうち、法令上問題となり得る行為を受けたとの回答は26%。
- ・法令上問題となり得る行為を受けたと回答をした者、出荷先を変えたと回答をした者で自由記載欄に記載のあった者に聞き取り確認を行った結果、問題と考えられる内容が確認された。

○制度改正以降、出荷先を変えたか
n=5,762



○出荷先を変えようと思ったが変えなかった理由
(現在指定団体に出荷している者) n=270
※複数回答

検討の結果、農協（指定団体）の方が良いと考えたため。	107
検討の結果、指定団体の需給調整機能を重要視したため。	75
農協から出荷先を変更しないよう強い働きかけがあり、変更できなかったため	23
農協を通じた出荷には全量出荷する条件が提示されたため。	42
農協の事業利用に当たって差別的と感じる条件が提示されたため。	25
農協からの働きかけはなかったものの、出荷先の変更によって農協から不当な圧力を受けたという話を聞いたため。	36
他の酪農家からの働きかけがあり、変更したくても変更できなかったため。	6
現在変更を検討しているところであり、結論はまだ出していない。	59
その他	38
無回答	13

法令上問題となり得る行為を受けたとの回答：69
(26%)

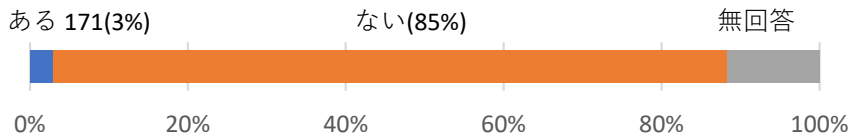
法令上問題となり得る行為を受けたと回答をした者から聞き取ったもの

- ・全量出荷しないと農協の他の事業が利用できなくなると言われた。
 - ・口頭で「半分ずつの出荷はダメ」と言われた。
 - ・出荷先を変えたら戻ってこれない、農協の他の事業が利用できなくなると言われた。
 - ・生乳取引以外は農協を活用していないのに技術指導料を取られる。 根拠の不明瞭な手数料の徴収との指摘を受ける可能性
- 農協による販売事業の利用の強制等との指摘を受ける可能性

○出荷先を変えたと回答した者で自由記載欄に記載のあった者から聞き取ったもの

- ・出荷先の農協を別の農協（系統）に変えたら、もともと出荷していた農協から、販売手数料を納めないと他の農家と平等に扱わないと言われた。現在は、生乳を出荷していないのに「事務委託手数料」という名目で支払っている。他の農家は払っていない。
- 根拠の不明瞭な手数料の徴収との指摘を受ける可能性

○農協（指定団体）との生乳取引契約書に不公正と考えられる条項はあるか n=5,762



〔具体的内容〕

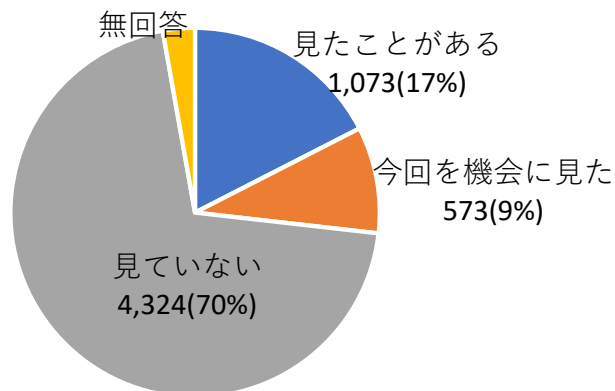
- ・全量出荷義務
- ・指定団体以外に出荷した場合戻る事が出来ない
- ・契約上協議が出来るはずだが協議が出来ない
- ・詳しく説明を受けた事がない
- ・手数料が高い
- ・乳価が安い
- ・乳質ペナルティが厳しい

法令上問題となり得る回答

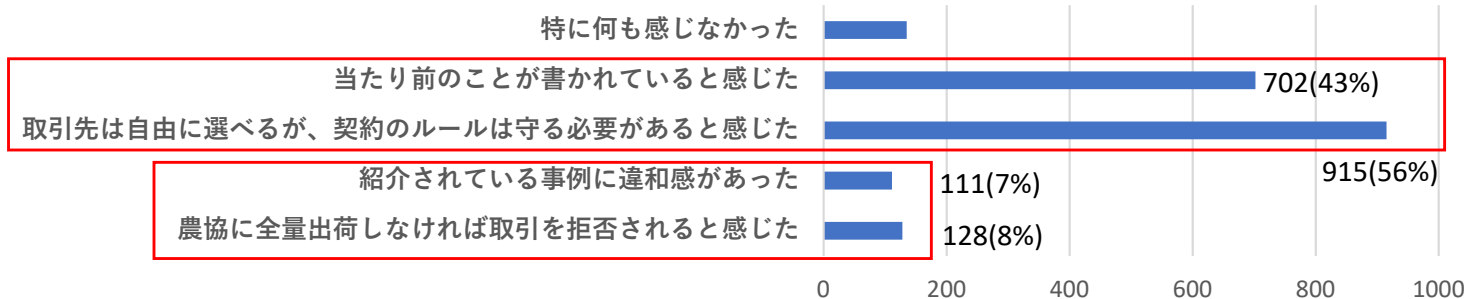
※回答者に聞き取り確認を行ったが、現物確認はできなかった。

- ・事例集は、見たことのない者が7割。事例集の印象は、今回を契機に見た者も含めると、当たり前のこと書かれている、取引先は自由に選べるが契約のルールを守る必要があるといった、事例集の狙いに沿った印象を持った者が半数であり、紹介されている事例に違和感を感じる、全量出荷を強制しているような印象を持った者も一部いた。
- ・事例集を見た者のうち出荷先を変えようと思ったものの変えなかった者は6%、事例集を見ていない者については5%であり、事例集と酪農家の出荷先の選択には、明確な関連性は認められない。

○事例集の認知度 n=6,142

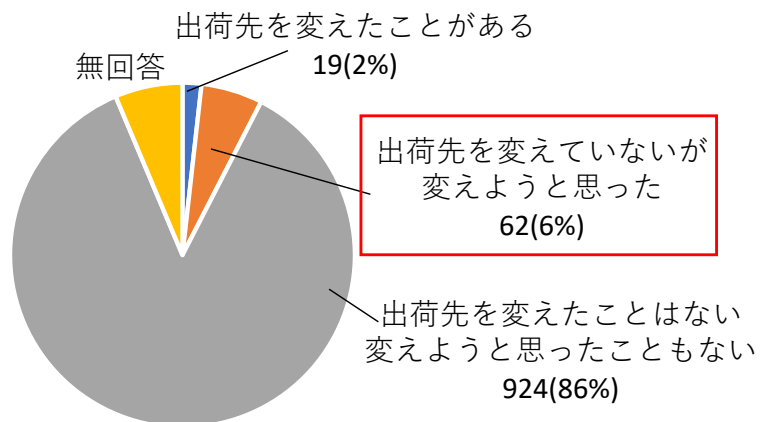


○事例集の印象 n=1,646 ※複数回答

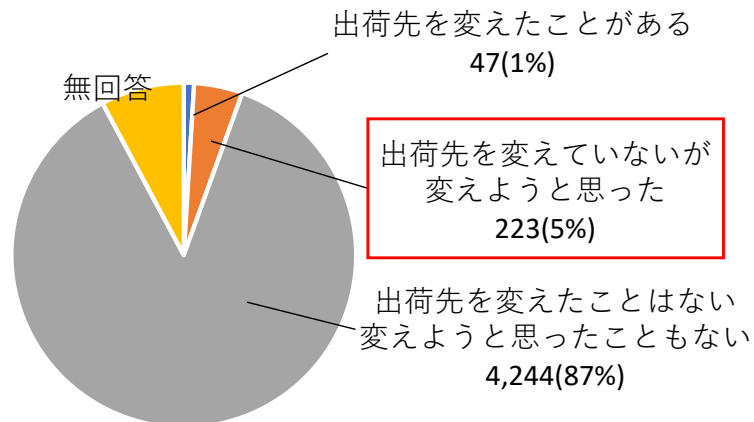


○制度改正以降の出荷先の変更状況

<事例集を見たことがあると回答した者> n=1,073



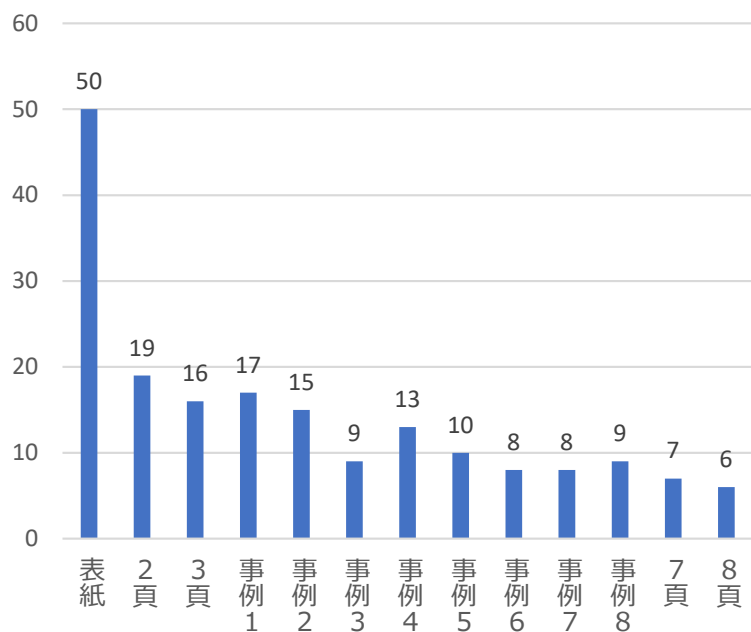
<事例集を今回を機会に見た、見ていないと回答した者> n=4,897



- ・農協に全量出荷しなければ取引を拒否されると感じたページは、特に表紙が多かった。
- ・紹介されている事例に違和感があると感じたページは、事例1（来年度から毎月1カ月のうち1日だけ指定事業者に出荷したい）、事例2（1年を通じて他の取引先に出荷する契約だが年度途中で増頭した分は指定事業者に出荷したい）が多かった。

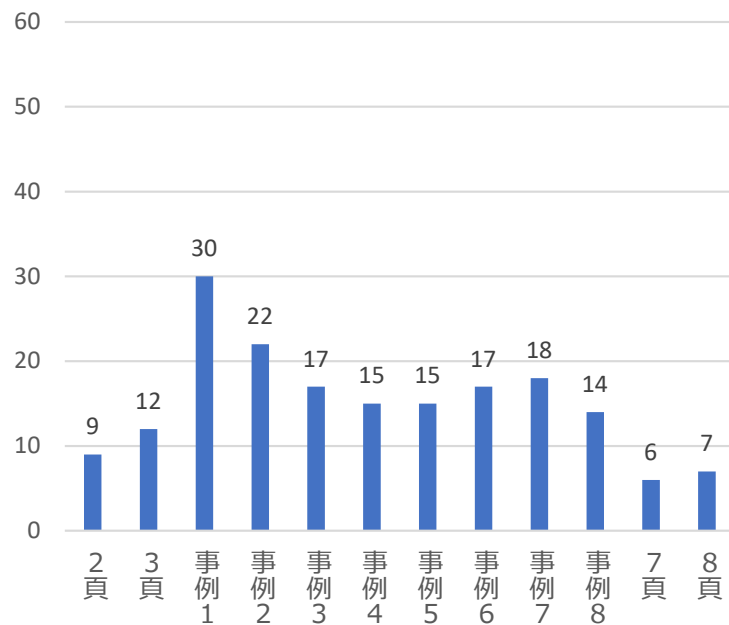
○農協に全量出荷しなければ取引を拒否されると感じたページ

n=128 ※複数回答



○紹介されている事例に違和感があったページ

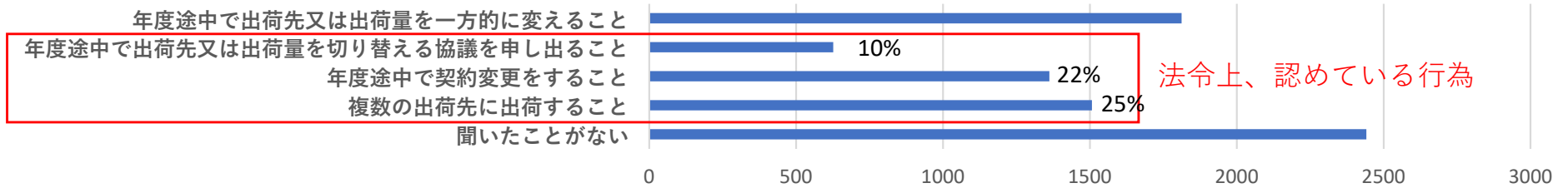
n=111 ※複数回答



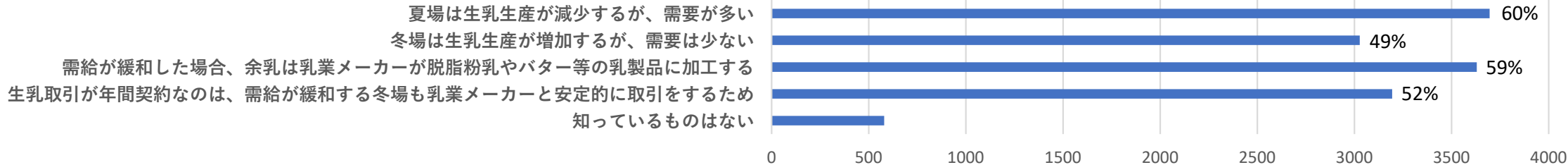
アンケート結果によれば、

- ・事例集における「いいとこ取り」は、年度途中で出荷先又は出荷量を一方的に変えるなどの契約違反を指しているが、法令上認めている行為まで「いいとこ取り」と認識されている。
- ・生乳需給については、いずれも半数程度の理解にとどまっている。
- ・法改正の内容についても、多くの者に理解されているが、一部誤った理解をしている者がいる。

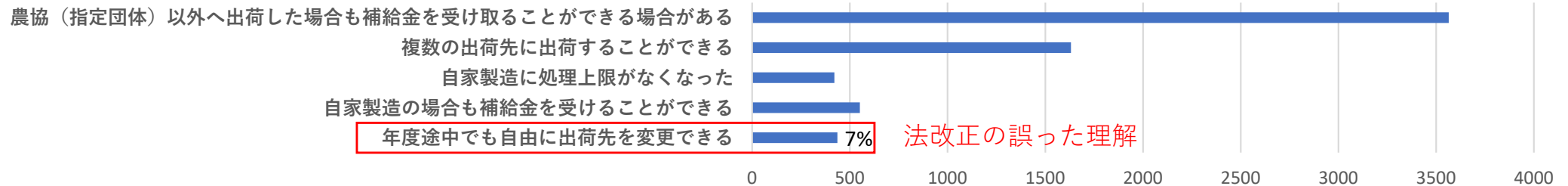
○「いいとこ取り」の意味 n=6,142 ※複数回答



○生乳需給の理解 n=6,142 ※複数回答



○法改正の内容の理解 n=6,142 ※複数回答

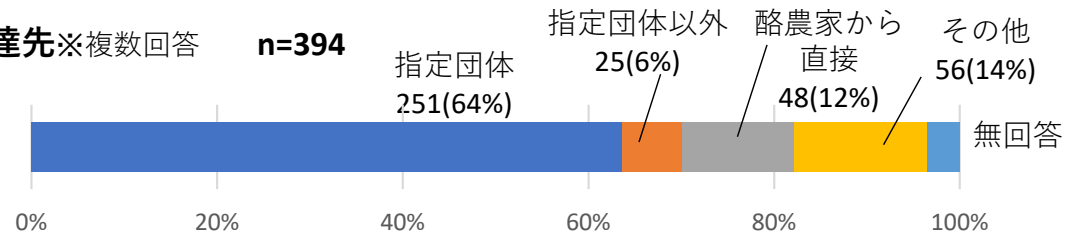


- ・本アンケート調査票の回答率は、57%であり、国内の乳業メーカーの状況を把握するには十分な調査であると考えられる。
- ・アンケート調査によると、乳業メーカーの生乳調達先は指定団体が6割であった。
- ・制度改正以降、生乳の調達先の変更を検討した者は14%、調達先を変更した者は4%。
- ・現在指定団体から調達している者で、調達先を変えようと思ったが変えなかった理由のうち、法令上問題となり得る行為を受けたとの回答は8%。
- ・法令上問題となり得る行為を受けたと回答をした者に聞き取り確認を行った結果、問題と考えられる内容が確認された。

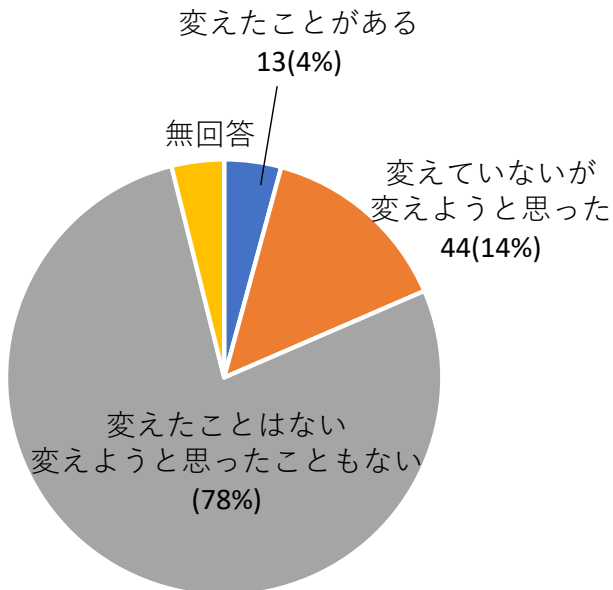
回答率※：351／618（57%）

※有効回答（無効回答：3）

○生乳の調達先※複数回答 n=394



○制度改正以降、調達先を変えた（増やした）か n=308



○調達先を変えようと思ったが変えなかった理由（現在指定団体から調達している者） n=37 ※複数回答

検討の結果、指定団体（全国連含む。以下同じ）の方が良いと考えたため。	23
過去に指定団体以外の事業者と取引を行った又は行おうとした際に、指定団体から、理由なく又は納得できない理由で取引を停止又は配乳を減らされたため。	2
指定団体との取引において、指定団体以外の事業者と取引をしないことを条件とされたため。	2
指定団体との取引において、指定団体以外の事業者から生乳を調達した場合は、配乳を減らすことを条件とされたため。	0
指定団体以外の事業者と取引をすると、他社へ製品の製造委託ができなくなると考えたため。	0
指定団体以外の事業者と取引をすると、指定団体から取引を停止又は配乳を減らされると考えたため。	6
現在変更を検討しているところであり、結論はまだ出していない。	4
その他	8
無回答	2

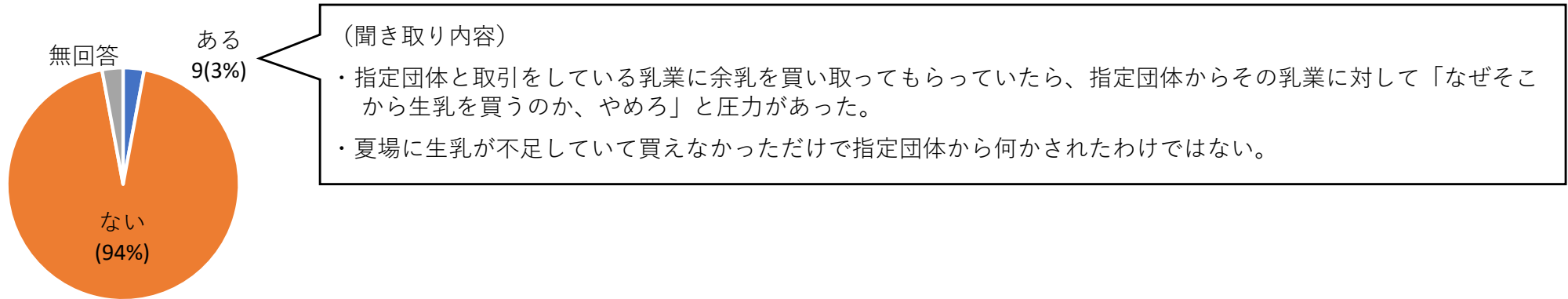
法令上問題となり得る行為を受けたとの回答：3（8%）

法令上問題となり得る行為を受けたと回答をした者から聞き取ったもの

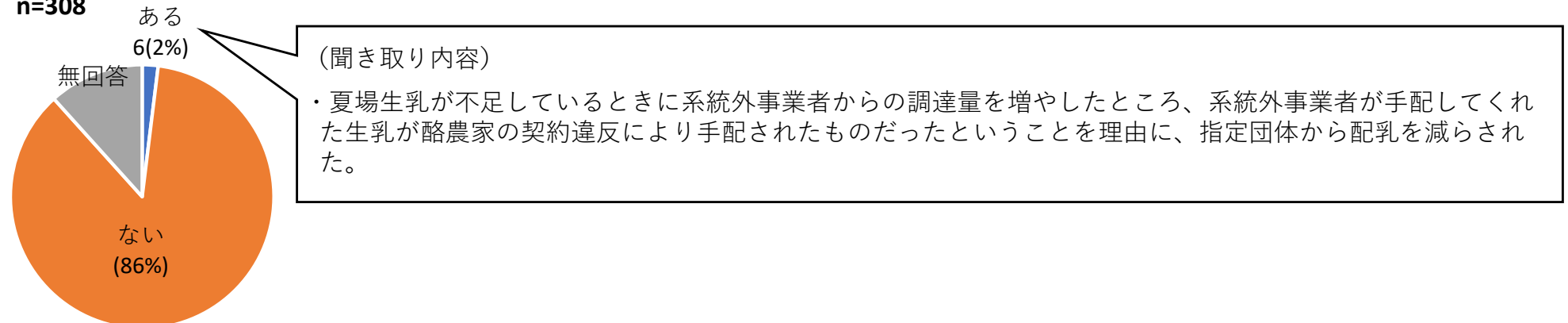
- ・ 6次産業化に取り組んでいるが、生乳を農協から買い戻している。コストがかかるので、指定団体への出荷をやめようと思ったが、農協からエサを買えなくなると言われた。

農協による販売事業の利用の強制等との指摘を受ける可能性

○指定団体の対応により他の生乳流通事業者等との取引を断念したことがあるか n=308



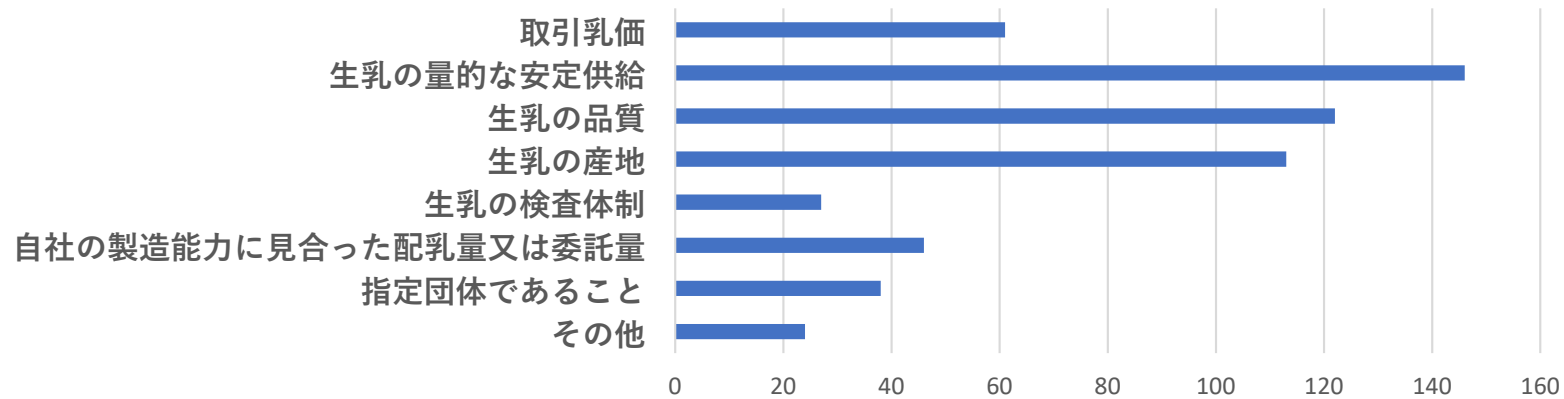
○指定団体以外の事業者と取引を行おうとした際に取引相手から（乳業メーカー間の取引含む）不当な扱いを受けたことがあるか n=308



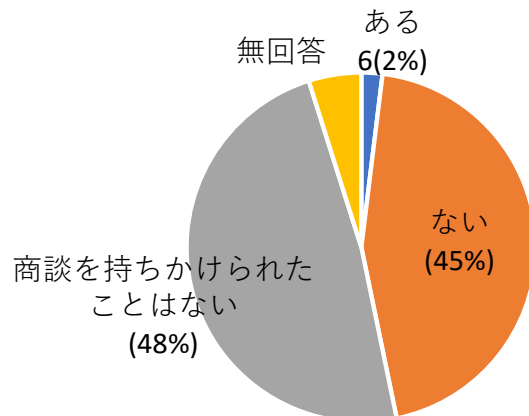
乳業メーカー 生乳取引において重視する事項等

- ・取引先の選定に当たって、重要視していることは、生乳の量的な安定供給、品質、産地であった。
- ・取引相手が指定団体でないことや、指定団体以外の事業者と取引をしていることを理由に商談に応じないことがあると回答した者は2%。
- ・商談に応じない理由はいずれも同程度あった。

○取引先の選定で重要視していること n=308 (2つ回答)



○取引相手が指定団体でないこと、指定団体以外の事業者と取引していることを理由に商談に応じないことはあるか n=308



〔「ある」と回答した者の理由〕

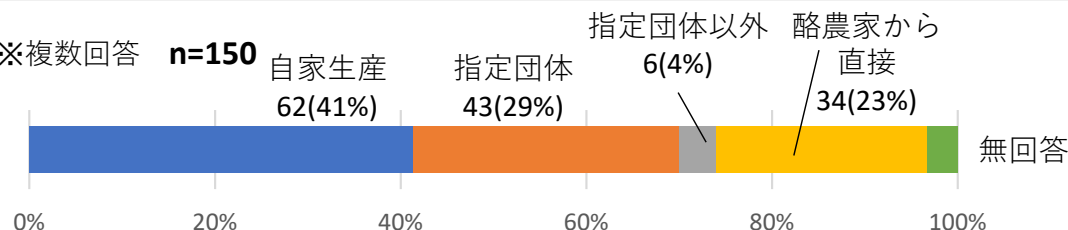
事業者の情報が不足している	2
生乳の安定供給に不安がある	3
生乳の品質に不安がある	3
指定団体からの圧力が気になる	3
その他	1

- ・本アンケート調査票の回答率は、63%であり、国内のチーズ工房の状況を把握するには十分な調査であると考えられる。
- ・アンケート調査によると、チーズ工房の生乳調達先は、自家調達4割、指定団体が3割、酪農家から直接購入が2割であった。
- ・制度改正以降、生乳の調達先の変更を検討した者は22%、調達先を変更した者は12%。
- ・現在指定団体から調達している者で、調達先を変えようと思ったが変えなかった理由のうち、法令上問題となり得る行為を受けたと回答をした者はいなかった。

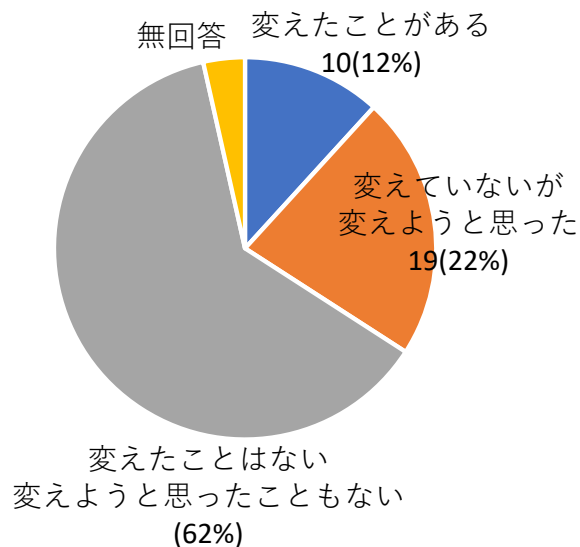
回答率※：146/230 (63%)

※有効回答 (無効回答：1)

○生乳の調達先※複数回答 n=150



○制度改正以降、調達先を変えた(増やした)か n=85

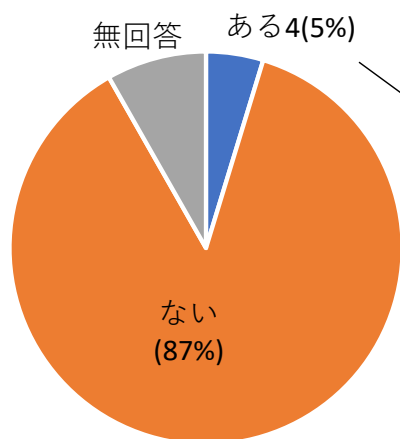


○調達先を変えようと思ったが変えなかった理由 (現在指定団体から調達している者) n=7
※複数回答

検討の結果、指定団体 (全国連含む。以下同じ) の方が良いと考えたため。	5
過去に指定団体以外の事業者と取引を行った又は行おうとした際に、指定団体から、理由なく又は納得できない理由で取引を停止又は配乳を減らされたため。	0
指定団体との取引において、指定団体以外の事業者と取引をしないことを条件とされたため。	0
指定団体との取引において、指定団体以外の事業者から生乳を調達した場合は、配乳を減らすことを条件とされたため。	0
指定団体以外の事業者と取引をすると、指定団体から取引を停止又は配乳を減らされると考えたため。	1
現在変更を検討しているところであり、結論はまだ出していない。	1
その他	2

法令上問題となり得る行為を受けたとの回答：0

○指定団体の対応により他の生乳流通事業者等との取引を断念したことがあるか n=85

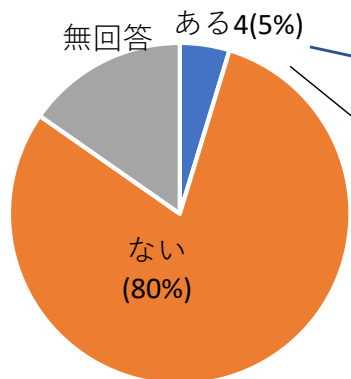


現在の生乳調達先
酪農家からの直接購入のみ：4

(聞き取り内容)

- ・酪農家からは「団体以外に売れない」と言われ、団体からは「契約している乳業メーカー以外に売れない」と言われた。
- ・酪農家からは「団体以外に売れない」と言われ、団体からは「直接酪農家に言ってくれ」と言われ、なかなか生乳が調達できなかった。
- ・近郊の酪農家から生乳を調達しようとしたものの、断られた。指定団体から圧力のようなものはない。

○指定団体以外の事業者と取引を行おうとした際に取引相手から（乳業メーカー間の取引含む）不当な扱いを受けたことがあるか n=85



現在の生乳調達先
指定団体以外の事業者のみ：1
酪農家からの直接購入のみ：3

(聞き取り内容)

- ・自社で生乳の受入検査ができないため、乳業メーカー（中小規模）から生乳を購入しているが、価格が一方向的に決められ、高いので不満。